



# 福祉推進員

『地区のアンテナ役』

## ハンドブック



みんなで手を取り合い 笑顔で暮らせるまち  
あかいわ



赤磐市社協マスコット  
こももちゃん

社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会

# はじめに

赤磐市社会福祉協議会では、「みんなで手を取り合い 笑顔で暮らせるまちあかいわ」の実現をめざして、住民参加による地域福祉活動を推進しています。

そのためには、地区住民が福祉への関心を高め、主体的に福祉活動へ参加し、互いに助け合っていくことが必要であり、地区の皆さんの協力による見守りや助け合いなどの活動が、今後ますます必要になってきます。

福祉推進員の皆様が、民生委員児童委員などと連携・協働し、日頃の生活の中で無理なく見守り活動ができるよう、このハンドブック（手引き）を作成しました。どうぞご利用ください。

社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会

## 目次

● 福祉推進員とは	1
● 福祉推進員の役割と活動	2
● 活動にあたってのお願い	6
● ボランティア活動保険への加入	6
● 活動報告書への記入	7
● 見守り体制図	8

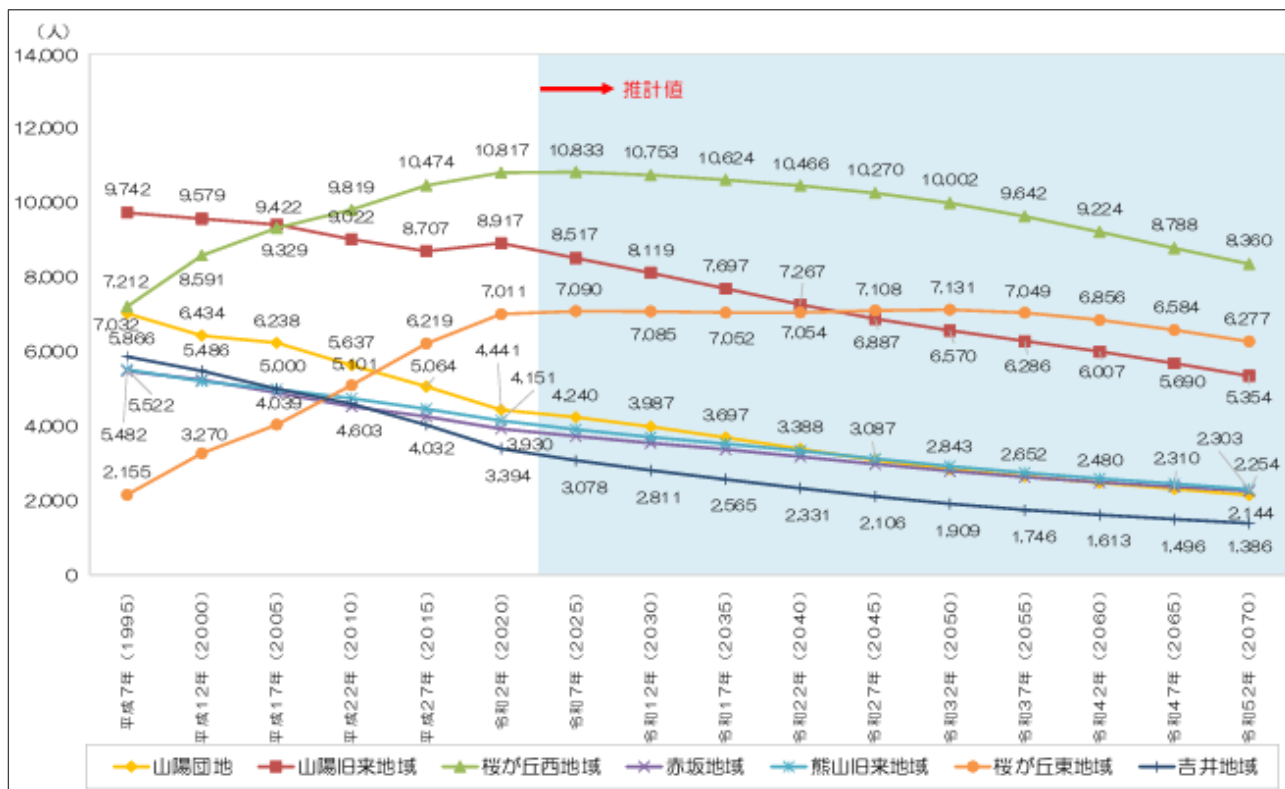
## 福祉推進員とは

福祉推進員は、身近な地区での見守り活動等を通じて、地区の福祉問題や困っている人を早期発見する『**地区のアンテナ役**』です。

現在、少子高齢化や核家族化の進行、中山間地域を中心とする過疎化による人口減少等により地域の福祉力が弱体化するなか、認知症や老老介護への対応、孤立死の防止など福祉問題は深刻化してきています。

こうした中で、地域における見守り・助け合いの必要性は一層高まっており、福祉推進員には、民生委員児童委員等と連携・協働し、地区での見守り活動などの福祉活動を推進していくことが期待されています。

～ 赤磐市の現状や将来推計 ～



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」

「赤磐市人口ビジョン（令和7(2025)年9月）」より引用

## ～福祉推進員の役割と活動～



### ① 地区住民の見守り

生活のなかで、困っている人やちょっと気になる人に対して、民生委員児童委員等と連携しながら、無理なくできる範囲で見守りや声かけをお願いします。



#### 日常的の生活の中での見守り・声かけ

さりげない見守り

＜例＞

- ・新聞をとったかな？
- ・誰かの出入りはあるかな？
- ・庭先に出たり外出したりしているかな？
- ・サロンには出て来られているかな？ など
- ・窓やカーテンが開いたかな？
- ・部屋に明かりがついたかな？



#### 友愛訪問（ふれあい見守りネットワーク活動）

区・町内会を単位として見守りが必要なかたに対する日常的な「見守り・支え合い活動（体制づくり）」や住民同士の「ふれあい活動」など、見守りが必要なかた等が身近な地域で安全・安心に暮らすための取り組みの総称です。

##### ○ご近所見守りネットワーク活動

友愛訪問(※)を中心とした独自の見守り・支え合い活動です。

(※)定期的な訪問により、安否確認を行う活動

##### ○ふれあい活動（ふれあい・いきいきサロン等）

地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくりを目的に、参加者とボランティアの皆さんが一緒になって企画・運営する仲間づくり・ふれあいの場づくりです。



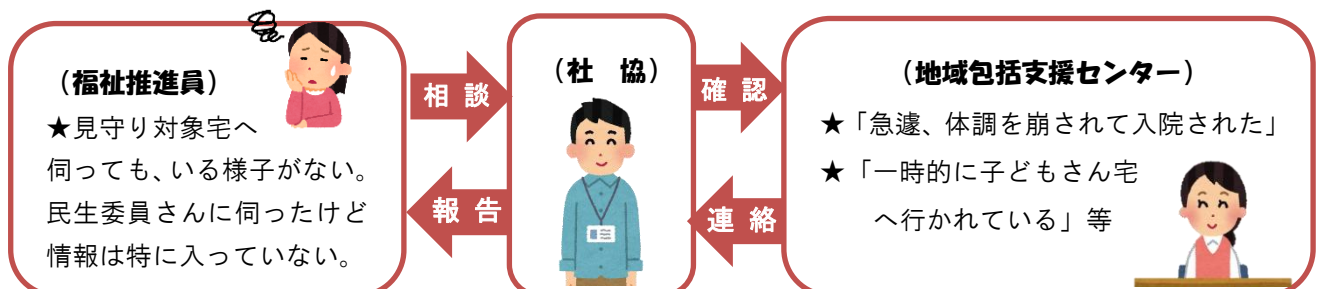
▲友愛訪問活動

「ふれあい」から「見守り・支え合い」へ

POINT!

～ 平常時の見守りや地域のつながりが、有事の際の防災の力になります。～

#### ＜連絡をいただく内容と対応例＞



～ここに掲載されているすべての活動を行うわけではありません。

地域の実情に応じて、身近な活動から始めていただければ結構です。～

## ～福祉推進員の役割と活動～



### ② 地区の福祉ニーズの把握

地区の福祉ニーズを把握するとともに、地区住民の困りごとや変化など気がついたことがあれば、民生委員児童委員や区長・町内会長、社協等へお知らせください。

### 🍀 日常生活や交流の中での困りごとの把握

地区住民の日常生活で困っていることをお知らせください。

友愛訪問や日常の会話の中で、目にした、耳にした「ちょっと気になること」はありませんか？

《例えば・・・》

「最近閉じこもりがちなかたがいる」



「ゴミ出しが大変になってきた」



「近所のかたの徘徊をよく目にする」



### ＜地域課題を発見したら、みんなで話し合う＞

地域課題として住民の困りごとを発見したら、関係者で話し合うことが重要です。

最初に関わった人に全てお任せということでは、責任・負担が大きく、協力者も集まりませんし、みんな活動から離れていきます。必要な情報を集めて整理しながら、対応策をみんなで一緒に考えることで、地域課題解決の道筋が見えてくるはずですよ。



▲地域ニーズの把握や活動内容などの話し合い（山陽5丁目）



▲サロン終了後の話し合い  
情報交換で共有することが大切です（弥上）

～ここに掲載されているすべての活動を行うわけではありません。

地域の实情に応じて、身近な活動から始めていただければ結構です。～

## ～福祉推進員の役割と活動～



### ③ 地域福祉活動への参加及び協力

ふれあいサロンの運営や地区の福祉活動への参加について、無理のない範囲で協力をお願いします。

#### ふれあいサロンの運営や運営協力



～ 茶話会・食事会 ～



～ 創作活動 ～



～ 季節の催し ～



～ 出前講座 ～



～ レクリエーション ～



～ ボランティアを招いて ～

#### 地区社協活動や地区行事への参加など

地区社会福祉協議会（通称：地区社協）とは？

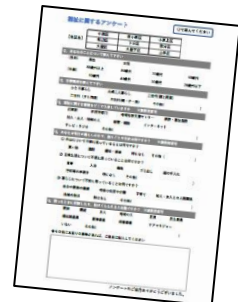
住民の生活により近い地域で福祉を実践するため、区・町内会役員、民生委員児童委員、福祉推進員、愛育委員、栄養委員、老人クラブ、ボランティア等によって構成される任意の団体です。地区社協は概ね小学校区単位で組織され、住民同士の「助け合い」や「支え合い」により地域福祉を推進します。市社協では、各地区において地区社協の設置を推進しています。



～ 地域の課題を共有・協議する  
「話し合い活動」 ～



～ 地域で共通する課題を学びあう  
「学習活動」 ～



～ 福祉ニーズの把握や福祉啓発  
「調査・広報活動」 ～

～ここに掲載されているすべての活動を行うわけではありません。

地域の実情に応じて、身近な活動から始めていただければ結構です。～

## ～福祉推進員の役割と活動～



### ④ 社協事業への参加及び協力

社会福祉協議会が実施する福祉活動へ参加・協力していただくとともに、福祉に関する制度やサービス、行事等に関する情報の周知や伝達をお願いします。



〔街頭募金活動〕



〔災害ボランティア講座〕



〔出前福祉講座での見守り〕



〔各種講演会等〕

その他、福祉に関する広報・啓発活動への協力をお願いいたします。

～ここに掲載されているすべての活動を行うわけではありません。

地域の実情に応じて、身近な活動から始めていただければ結構です。～

## ～活動にあたってのお願い～

プライバシー（個人情報、個人の秘密）への配慮をお願いします。

①人には、誰にも他人には知られたくないプライバシーがあります。

こうしたことをよく理解した態度・姿勢で相手のかたに接し、活動に必要な最小限の情報を聞きましょう。

②活動上知り得た情報は、問題解決のためだけに活用し、むやみに他人（家族を含む）に口外しないようにしましょう。

③個人情報が記載された資料等の管理には十分留意し、他人（家族を含む）の目に触れないようにしましょう。

※明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態が発生したとき、あるいは客観的にその恐れがあると判断されたときは、この限りではありません。

## ～ボランティア活動保険への加入～

活動中のさまざまな事故によるケガや損害賠償責任に対応するため、ボランティア活動保険（基本プラン：年間保険料 350 円）に加入しています。

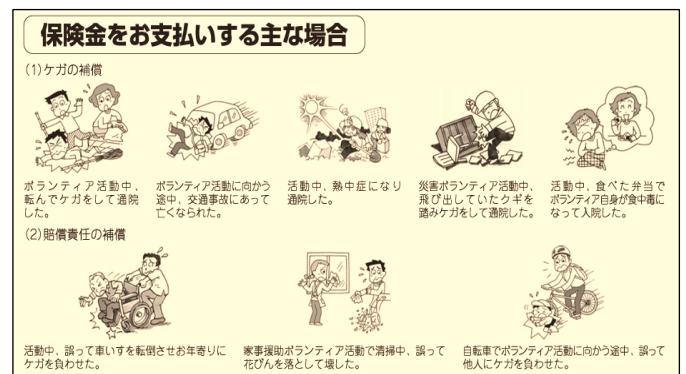
万が一、事故等が起こった場合は、ただちにご連絡ください。

### 《補償内容》

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりけがをされた場合や、偶然な事故により他人にけがを負わせたり、他人の物を壊したこと等により法律上の損害賠償責任を負われたりした場合に保険金をお支払いします。

### 《補償金額（保険金額）》

保険金の種類		補償金額	
ケガの補償	死亡保険金	1,040 万円	
	後遺障害保険金	限度額 1,040 万円	
	入院保険金日額	6,500 円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000 円
		外来の手術	32,500 円
	通院保険金日額	4,000 円	
	葬祭費用保険金（特定感染症）	限度額 300 万円	
賠償責任保険金 （対人・対物共通）		限度額 5 億円	



- ◆熱中症も補償の対象となります。
- ◆ボランティア自身の食中毒や特定感染症も補償されます。

★記入例

福祉推進員活動報告書

4月～7月分  
(表面：4・5月)

※活動を行った日に、活動内容別に○、△、□、◇を記入してください。( ) 地区 氏名 ( )

月	活動内容	活動日												合計	相談内容をつなげた件数		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	○	△	□	◇	件	
4月	○ 見守り・声かけ・電話・訪問 カーン開閉、電灯、新聞受けなど 友愛訪問、見守りネットワーク活動など サロンなどへの案内やお誘いなど			3		5					10	○				1	
	△ 地区福祉ニーズの把握 見守りが必要な方などの話し合い 地区懇談会や福祉会議での情報交換 マップづくり、関係機関への連絡調整			100歳 体操		15							△				件
	□ 地区福祉活動への参加 知りや百歳体操などへの参加・協力 ◇ 社協事業への参加 各種行事などへの参加・協力	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	□					件
○ 見守り・声かけ・電話・訪問 カーン開閉、電灯、新聞受けなど	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	○					件	

《気になったことなど》  
15日・・・〇〇さん最近身の回りのことができなくなって、困っている話を聞いた。  
17日・・・〇〇さんのことを民生委員へ相談を行った。



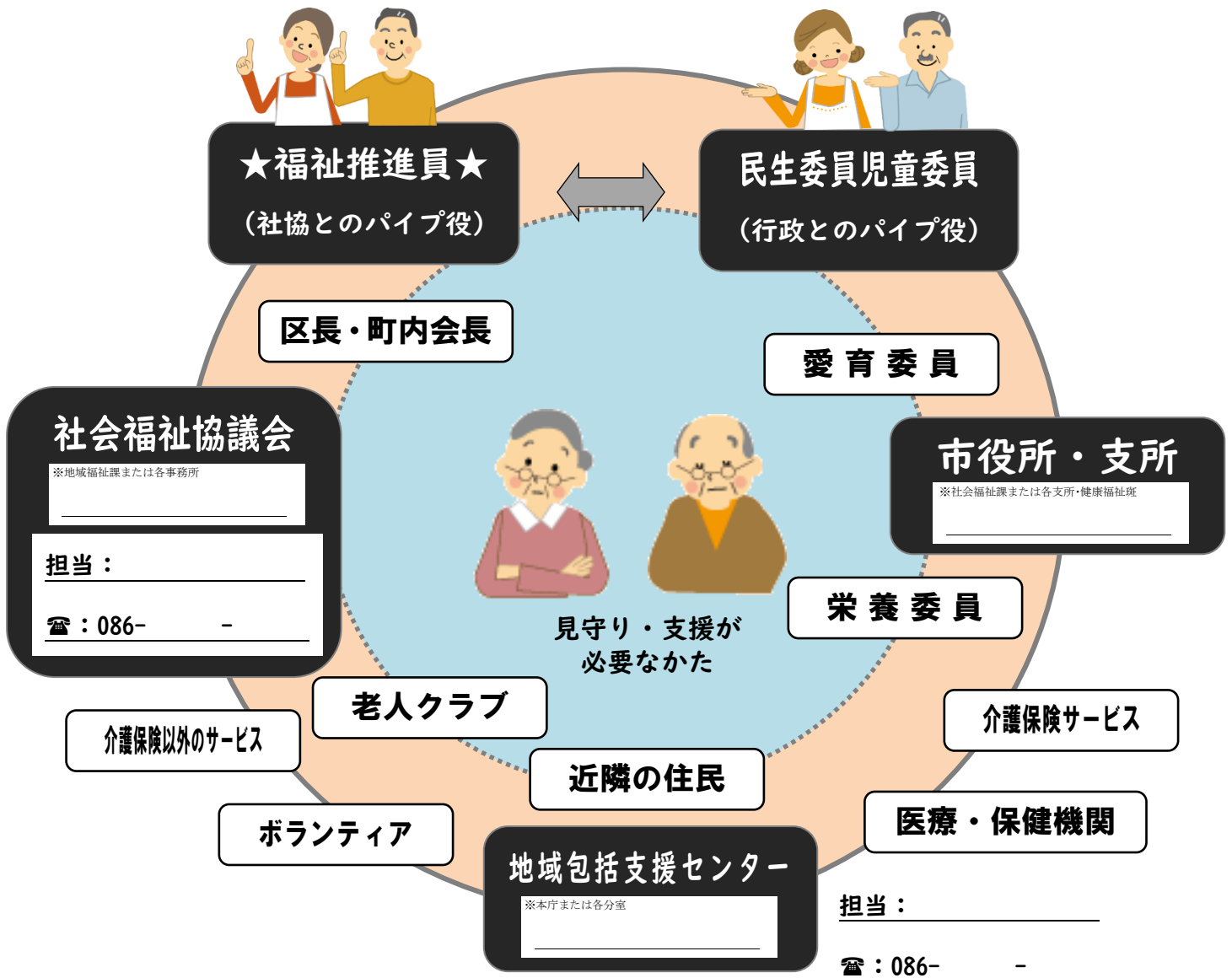
もし、活動中に気になる・心配なことがあれば、民生委員児童委員もしくは、社会福祉協議会へご連絡・ご相談ください。  
例えば・・・  
・「最近、物忘れが多くなっていて心配」  
・「入院・入所されたのかわからないが、家におられない」  
・「体調不良で身の回りの回りのことができなくなっている」 など



自身の記録として活動が終わった際に、記入をお願いいたします。後任のかたが、年間を通しての活動を把握するうえでの大切な記録にもなります。

◇ 社協事業への参加  
各種行事などへの参加・協力

## 《見守り体制図》



### 生活支援課

(赤磐市暮らしごと応援センターあすてらす)

生活に困っている、働かたくても働けない、家計管理が上手にできないため生活が苦しいなど、困りごとの相談窓口です。

相談者の状況に合わせた支援プランを作成し、相談員が寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行っています。



☎：086-955-5500・0552

### 地域包括支援センター

高齢者のみなさんが、住み慣れた赤磐市で安心して暮らしていけるように、介護・福祉・医療など、様々な面から高齢者やその家族を支えています。

職員は、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーで、それぞれの専門性を活かし、総合的な支援を行います。



地域包括支援センター（通称：包括）は社協同様に、地区に担当職員を設けています。社協は包括と連携しながら福祉推進員の活動をサポートしています。

◆各地域のセンター・分室で、総合相談の窓口を設けています。